

神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練について

指定都市域内の高圧ガス保安法に基づく許認可・指導等権限が平成 30 年 4 月に市長に移譲された。このことにより、高圧ガス防災体制が、地域の実情に応じて新たに構築されることとなる。

については、新たに構築される防災体制の検証と関係機関との連携体制の整備を円滑に行うため、神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練の実施方法について確認する。

1 共催について

<2019 年度 (H31) 以降>

共催：神奈川県、開催場所の指定都市、防災協、流保協、LP協、ガス協、火薬協

2 会場のローテーションについて

権限移譲に併せ、県域と指定都市域でバランスよく実施する。(地域の防災体制と職員のノウハウを維持するため。)

年度	開催場所	備考
2016 年度 (H28)	県 (川崎地区：麻生水処理センター)	H30 までは、県が 6 地区をローテーションで実施
2017 年度 (H29)	県 (横浜地区：西区耐震バース)	
2018 年度 (H30)	県 (横三地区：鎌倉市山崎浄化センター)	
2019 年度 (R1)	相模原市 (淵野辺公園隣接地)	R1 からは、県域と指定都市域をローテーションで実施
2020 年度 (R2)	県域 (県西地域：小田原アリーナ)	
2021 年度 (R3)	川崎市 (予定)	
2022 年度 (R4)	横浜市 (予定)	

3 訓練の主な業務と分担について

指定都市域で開催される場合の業務ごとの担当機関

業務内容	県	開催する指定都市	協会
1 会場の選定		○	
2 予算要求及び執行	○		
3 調整会議の開催及び進行	○		
4 シナリオ作成及び訓練の進行※1	○		○
5 周辺住民対応 (町内会等周知)		○	
6 広報活動※2 (記者発表、議員通知、チラシ・HPの作成)	○	○	○
7 訓練本部長・講評	○	○	

※1 協会は関係する訓練のシナリオ作成及び訓練の進行管理を行い、県はそれ以外の全体の進行を管理する。

※2 広報活動は、原則県が実施することとし、指定都市及び協会は出来る規定とする。